

平成26年度第6回府中市子ども・子育て審議会 議事録

▽日時 平成26年10月7日(火) 午後2時30分から4時25分

▽会場 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室

▽出席者 委員側 鈴木会長、平田副会長、加藤委員、若杉委員、長崎委員、井村委員、上條委員、木下委員、田中委員、中田委員、中山委員、藤原委員、横山委員、吉田委員、鷺尾委員、室委員(16名)

事務局側 桜田子ども家庭部長、田中子ども家庭部次長、小森保育支援課長補佐、前澤子育て支援課長、関根子育て支援課主幹、市ノ川子育て支援課長補佐、赤岩児童青少年課長、今永教育部長、酒井学務保健課長、山田学務保健課長補佐、宮崎地域福祉推進課長補佐、横道健康推進課長、福田健康推進課副主幹、河邊保育支援課管理係長、塚本保育支援課支援計画係長、須田保育支援課認定給付係長、阿部児童青少年課放課後児童係長、青木葉学務保健課学務係長、加藤子育て支援課推進係長、徳永子育て支援課推進係職員、大内子育て支援課推進係職員(21名)

(株) アイアールエス

▽欠席者 佐賀委員、臼井委員、坂田委員、清水委員(4名)

(開会)

事務局

皆さんこんにちは。委員の皆様におかれましては、ご多用のところ本審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より平成26年度第6回府中市子ども・子育て審議会を開催いたします。

(※事務局 資料確認)

それでは、審議会の開催に先立ちまして、事務局より、3点ほどご説明をさせていただきます。

まず、1点目に、本日の委員の出欠状況についてですが、本日欠席のご連絡をいただいている委員につきましては、4名でございます。

なお、本日の会議は、委員20名のうち、16名の委員にお集まりいただいております。出席委員数が過半数に達しておりますので、府中市子ども・子育て審議会条例第7条第2項に基づき、有効に成立することをご報告させていただきます。

2点目に、本日の審議会の傍聴ですが、府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、10月1日号の「広報ふちゅう」および市のホームページで募集を行いましたところ、2名の応募があり、すでにご入場いただいております。

最後に、本日の審議会の進め方について、会議次第のとおり本日の議題は「府中市子ども・子育て支援計画(仮称)案について」となっておりますが、ここで今までの審議会の流れを確認させていただきます。まず本年6月11日の第2回審議会において、資料28「計画骨子(案)」をお示しし、計画の目的や位置づけ、基本的な考え方についてご了承をいただいております。次に

7月29日の第5回審議会において、資料35「計画素案」及び資料36「地域子ども・子育て支援事業の確保方策の検討について」をお示しし、具体的な施策の展開と、新制度に位置付けられる地域子ども・子育て支援事業の確保方策についてご了承をいただいております。本日はこれまで委員の皆様からいただいたご意見やその後の市における施策の検討状況等を踏まえまして、資料37として計画案をお示しするものです。

本日の進行は、まず議題の「(1) 教育・保育の確保方法策について」を、資料の46ページ～55ページの「教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」」に基づいてご説明し、ご審議をいただきます。次に議題の「(2) 計画の全体について」をご説明し、ご審議をいただければと思います。

なお、本日この計画案について審議会の了承をいただいた上で、今月末を目途に市としての最終案を策定し、11月頃に広く市民の意見を聞くためのパブリックコメントを実施するなど、今後市として諸手続きを進めていく予定でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題に入りますが、前回までの会議と同様に、発言する際のマイクの使用について、ご協力をお願いいたします。それでは鈴木会長、よろしく願いいたします。

会長

それでは、第6回子ども・子育て審議会を開催いたします。今日はいよいよ市民の方々にお示しする直前の最後の審議会でございますので、この計画のへそとも言える、新制度の教育・保育の確保策についてもご審議いただくということでございます。よろしく願いいたします。

議題に入る前に、前回審議会の内容について、委員のお一人から質問をいただいておりますので、その内容につきましてご発言いただき、また事務局の方からご説明、ご回答をいただきます。それでは質問をお願いいたします。

委員

資料35の11ページに、障害児施策との連携についての記載がありますが、具体策がないと感じましたので、意見を出させていただきました。

1点目としては、ファミリー・サポート・センターでは、障害児を抱えた依頼会員が希望すれば、なるべく同じ障害のあるお子さんがいる親御さんの提供会員をご紹介しますように努めています。「ふれあい福祉」という障害者の支援等を紹介した情報誌がありますが、それを読む時間すらないという方もいますので、そうした事情は同じ障害児をもつ親御さんである提供会員が理解しており、福祉の支援についてもお話をしてくださるなど、本来のペアリングとは異なるピアサポートの様な形での支援となることが多々あります。障害のある子を育てている親という、当事者間、当事者同士のサポートの必要性というものを感じていますが、そうした当事者同士のサポートに対する施策や考えが計画の中に入るのかどうかをお聞きしたいと思います。

2点目は、障害児でも障害の程度はさまざまであり、普通小学校で学ぶことができる障害児もいると思いますが、そうしたお子さんへの支援についてです。例えば新宿区では、書字障害のあるお子さんが教室でiPadなどの機器を使う事で、スムーズに学習をすることが出来るようになったという報告があります。また、聴覚障害のあるお子さんに関しては、音楽の時間に打楽器を用いることで、他の生徒と一緒に音楽を楽しむことができるとは思いますが、そういった障害児が普通学級で学ぶために必要な情報を提供する場がないと感じています。障害のある学生の支援制度

が整った大学などでは、ノートテイク、パソコンテイクなどのほかにもIT機器を用いることで学習環境が整えられていて、学生支援センターがそうした情報を発信・提案をしています。小中学生にもそういったサポートが必要ではないかと感じているのですが、市としてどのような見解でいらっしゃるのかと思い、質問をさせていただきました。

会長

障害児関係のご質問がありました。今回のこの計画には、障害児に特化した内容はございませんので、そのところを事務局から説明をいただきたいと思えます。

事務局

まず1つ目のご質問にお答えいたします。

障害のある子の親に対する施策は計画には記載してございませんが、現在、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害の方が加入している団体に対して、補助金を支出し、活動を支援しています。それぞれの団体では、当事者同士の情報共有や相談等を行っており、また、放課後等デイサービスや、児童発達支援事業を行っている施設では、親同士の交流も行われ、その中でも情報共有がされております。

今後、市といたしましては、児童発達支援センターの設置について次期障害者計画に盛り込み、身近な地域の障害児支援の専門施設として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児とその家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し、施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応してまいりたいと考えております。

事務局

次に2点目のご質問についてですが、「府中市特別支援教育推進計画 第2次推進計画」の中で、安心して豊かに学ぶための教育支援を積極的に推進するものとし、通常の学級に在籍する発達障害児を含めた支援の充実を掲げております。今後は、この計画を基本として支援の充実を図るとともに、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童・生徒に対する支援につきましては、障害者差別解消法が平成28年4月に施行されることに伴いまして、現在ハード・ソフトの両面を支援の内容や、それに伴う財政措置に関して検討しているところでございます。

事務局

ただ今いただきましたご意見につきましては、今回の子ども・子育て支援計画の中に、特にその項目を取り上げてはおりませんが、先ほどの障害者の計画や教育委員会の計画など、本市の別の計画と連携しながら対応してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。以上です。

委員

ありがとうございました。

会長

それでは、本日の議題に入ります。

(次第 1 議題 府中市子ども・子育て支援計画(仮称)素案について、(1)教育・保育の確保方策について)

会長

まず、議題の「(1)教育・保育の確保方策について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

(※ 資料37「子ども・子育て支援計画(仮称)案」・46～55ページ「教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」」について説明。説明の中で、新制度への移行が見込まれる私立幼稚園は、府中文化幼稚園と府中あおい幼稚園の2か所であることを説明。)

会長

事務局より教育・保育の確保方策について示されました。年度によって施設や事業の定員数が増減していたりなどしていますが、そうやって1号認定・2号認定・3号認定のそれぞれの子ども達がうまくどこかに収まるようにということで、計画を立てたということでございます。子どもの数の今後の増減については未知数な部分もありますが、ニーズ調査に基づく量の見込みに応じて、確保方策を勘案しています。

それではまず、教育・保育に大きく関係しております、保育園・幼稚園の代表者の委員の方から、お考えやご意見をまとめてご発言いただければと思います。まず、私立保育園長会代表の委員からお願いいたします。

委員

それでは私から、私立保育園長会を代表してご意見を申しあげたいと思います。今、ご説明のありました確保方策の件ですが、現時点での方向性と考え方については、市の方から、9月18日の私立園長会においてご説明をいただきましたが、私ども園長会で出していた意見をまとめましたので、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、45ページの「保育所待機児童の解消」についてですが、これまで私立保育所は、増加する保育需要に対応するため、市と一丸となって努力し、認可保育所や分園の開設、定員の拡充のほか、延長保育の受入時間の拡大なども行ってまいりましたが、待機児童の解消には至りませんでした。国が掲げている幼保一体化を進めるという考え方もありますけれども、私どもとしては市の考え方に賛同する意見の方が多く出ておりますので、施策の方向性と考え方(案)につきましては、了解し、これまで同様に市と協力をして協同歩調をとってまいりたいと考えております。

2つ目は、質の高い幼児期の教育・保育の提供には、幼稚園さんの協力が重要と考えております。特に0～2歳児までの認可保育所と3歳児からの幼稚園が、これまで以上に「連携・協力体制を構築させていただければ」との意見が出ておりました。

最後になりますけれども、私立保育園長会といたしましては、47ページ以降に示された表のとおり、保育施設の不足分については平成29年度を目途に、主として認可保育所の整備により待機児童の解消に対応するとしたこの事業計画に沿って、連携、協力をさせていただきたいと

考えております。以上です。

会長

ありがとうございました。私立保育園の方にはこれまでも認可保育所の新設などにご尽力いただいたことですが、今後も、この新たな計画に沿って、ご協力いただけるというご意見でございました。微妙な難しい立場でいらっしゃる幼稚園関係のご意見はいかがでしょうか。私立幼稚園協会代表の副会長、お願いします。

副会長

委員がおっしゃった、0～2歳児は保育園のほうで、それ以降は幼稚園と連携してというご意見については賛成です。そのように私どももしていければと考えております。市の方向性につきましては、過日、幼稚園協会の園長会で説明をいたしました。意見を取りまとめるということは、あえていたしませんでした。といいますのは、もともと幼稚園というのは、幼稚園教育要領という国の示した指針をもとにしながら、それぞれの幼稚園が地域の子ども達のために独立してやっている組織ですから、方向性について、他がこうだからと同一にするような組織ではございません。東京都私立幼稚園連合会でも、色々な考えがあるけれども最終的には各園で判断してください、というような立場でおりますし、私どもも幼稚園のこれからの方向性、認定こども園の需要というような部分の説明を十分にいたしました。判断は各園に任せるといような形とし、網をかけるようなことはいたしませんでした。報告は以上です。

会長

幼稚園はこれまでの独自の教育展開があるということで幼稚園協会としての統一した見解はないということでした。かといって市が示したこの確保方策の方向性について異議のあるということではない、ということで、国の方針に基づき、東京都、府中市もほぼ同じ方向となっており、その流れに幼稚園も合わせていただければと、ただし動きとしては各幼稚園の選択に任せるということでした。幼稚園協会としてではなく、審議会委員としてのご意見はいかがでしょうか。

副会長

意見といいましょうか、市の方向性は、もともと国が示したものです。子ども・子育て新法で平成27年4月から施行するということ、理念や内容を示したものとなっています。

全国には約7千の幼稚園があり、そこに対して新制度に移行するののかというアンケート調査が実施されましたが、回収率は98%です。平成27年4月に新制度に幼稚園として移行する予定という園が22.1%で、そのうち新制度に間違いなく移行するという幼稚園は11.7%、その方向で検討中というのが10.4%です。東京都の場合は、前回の審議会でもお話ししましたが、移行しないもしくは移行しない方向で検討中という幼稚園は約87%です。この数字からみても、制度が悪いとかいうことではなく、現状として分かりにくいし、まだ私どもにとっては不備などところがあるので説明がしにくい、ということがあります。市としては、法律にもとづき方向性などを決めなくてはならない、国の指し示したものを決めなくてはならないから、このような方向性をお出しになってはいますが、私どもとしては、いずれはこうなるかもしれない、こうなるだろうなどと思いつつも、今のところは会としてもまとめるような事もしませんし、もう少し整備されて

からというところがあります。これは私見ですが、この様な背景があるということをお話しさせていただきました。

会長

ありがとうございます。今の幼稚園業界の動向をご回答いただきました。経営的にも困ってらっしゃらないし、今後の状況を見てとのことですね。今のご意見、教育関係の動向を踏まえまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

委員

「認定こども園の設置を目指します」という方向性についての記載がありますが、実際には具体的な予定が無いということですが、新制度においては特定教育・保育施設としては認定こども園が位置付けられていて、将来的には府中市としても設置をする予定なのでしょうか。

会長

特定教育・保育施設の整備については、保育所や幼稚園で確保してもよいことになっているため、現時点では認定こども園を確保方策として数値としては掲げていないようですが、市の今後の方向性としていかがなものでしょうか。

事務局

現時点では、市として何年度に何か所という具体的な数字の部分を決められないというような外的要因もございまして、「進めていきます」というかたちでの計画案となっております。今後、幼稚園協会さん、各幼稚園さんのほうでご検討いただくこともあるでしょうし、それ以外の社会的な福祉資源といったところで、認定こども園をご検討いただくこともあるかと思っております。そういった意味で、様々な可能性を否定しない中で、市としては、まず待機児童解消に重点的に取り組み、その後の状況を踏まえて計画の見直しを図っていく、その時の状況によってさらに詳細な認定こども園設置の案を検討していきたいと考えております。

会長

委員は認定こども園を作ってほしいというお考えですか。

委員

そうではないのですが、「目指します」と書いてありましたので、今後どうなるのかと思ひまして、質問させていただきました。

会長

認定こども園は新たに作るのではなく、主に幼稚園・保育所が移行して認定こども園になるということが想定されていますので、そうすると、設置者の意向も踏まえながらということになり、なかなか計画に数値としては盛り込めないということでございます。

認定こども園がないから教育・保育が出来ないということではないので、幼稚園・保育園でも数も確保もされていくということです。

副会長

今の認定こども園の話なのですが、元々はいわゆる総合施設という言い方をしていました。過疎で園児の減少に悩んでいるところが、幼稚園と保育所の機能を併せ持つような形でやり始めたのが発端なのですが、幼稚園も預かり保育をしていますから、ずいぶんと垣根は低くなってきています。府中市の幼稚園でも認定こども園をしないということではなく、私どもも勉強会をして何園かはやろうかなと思ったら、民主党政権になりまして、まったくその先行きが見えなくなってしまったので、3年6か月の間はやりませんでした。今回この新しい制度で認定こども園になると、ハードルがいくつか出てきます。例えば自園給食にしないとか、保育士と幼稚園教諭の両方の免許を持つ職員がいないとだめということなどです。免許については両方持っている人が多くなっていますが、自園給食についてはかなりの出費になります。また、今まで自分の園の努力で競争しながらお子さんを獲得するような募集を行ってきたものが、希望をとった上ではありますが市から回されてきて、その子どもに関しては受け入れる義務、応諾義務があるというところがしっくりこないということがあります。しかし、そんなに言うなら自分の所で子どもを集めてもいいなど、文部科学省の説明もだいぶ変わってきているようです。今後、府中市でも、自園給食をやるのならば半分くらい援助するよとかそういったことがあれば、踏み切るところは結構出てくるように思います。需要の高まりについては十分認識をしていますし、私どもの幼稚園では朝の7時から夜の6時まで、お子様をお預かりしていますから、その面ではハードルは高くはないのですが、法律の部分で定まらないところがありますから、平成30年あたりになると、ぽつぽつと認定こども園に移行するところも出てくるのではないかなという気がしています。

会長

総合施設は割と地方の市町村に多いのですが、都市部の方は幼稚園と保育所で十分機能しているという状況で、公立の保育所を新たに作り直す時に認定こども園にするというような、よほどのタイミングがないと新しく設置するというのは難しいかと思います。今後、状況が動いていく中で、副会長がおっしゃるように認定こども園に参入する幼稚園や保育所が出てくると思います。他にご意見、ご質問はございますでしょうか。

委員

質問です。平成29年度の確保方策の数字ですが、認可外保育施設が16か所で、特定地域型保育事業は3か所ということで、特定地域型保育の中に小規模保育が2か所というご説明がありましたけれども、小規模保育は0～2歳児が対象で、この事業がすぐに作れないのは、3歳児以降の連携施設を確保が難しいということがあると思います。ここの数字でいうと、2号認定の確保方策の数字を増やすために、保育所で増やしているのか、幼稚園で増やしているのか、どちらなのか説明をお願いします。

会長

事務局、説明をお願いいたします。

事務局

今のご質問につきましては、認可保育所の整備により増やしているということになります。

会長

平成28年度51か所から、平成29年度54か所と増えている箇所ですね。
他にはありますでしょうか。

委員

先ほどのお話の中で、既存の保育所の定員増というお話があったのですが、定員増ということはそれだけのキャパシティが実際はあるということなののでしょうか。

事務局

基本的には施設の改修をするなどして、定員を増やしております。

会長

他にはございますでしょうか。

委員

先ほどお話にありました特定地域型保育事業についてですが、2か所から3か所に増えたという経過のところは認可外保育施設が移行してくるとのお話でしたが、この特定地域型保育事業が増えることがあるのかどうか。現時点では数字的には増えないとのことですが、実はこれは以前に質問といたしますかお願いをさせていただいたところで、事業所内保育について企業としても連携を取らせていただきたいと考えております。ただ、企業でも知識がないものですから、進めるにあたってなかなか進むに至らないというような現状を踏まえて、計画の中で具体的数値はありませんが、今後、数字に表すことのできない何か計画があればご教授いただければと思います。よろしく願いいたします。

会長

ここで、まだ出ていない事業所保育のノウハウなどのお話ですね。いかがでしょうか。

事務局

事業所内保育については、府中市内にも実施しているところがございます。しかし、新制度においてはクリアしなくてはいけない様々な課題がありまして、ご相談は常にお受けしているのですが、具体的に数値に表すところまで煮詰まっていないという所で、今後、当然整備をしていく中で、可能性としては数字がふくらんでいくという所があるのですが、越えなければいけない壁も含めて、各事業所の内部事情や課題がありますので、そこを解決出来れば実現可能ではないかという風に考えております。

会長

3か所より増える可能性はあるということでした。確保方策には3か所で0歳が7人、1・2歳が27人という数字が示されていますが、利用希望者はもっと水が湧くように出てくると思い

ますので、そのニーズにどう対応していくか、これから先何年もかかると思いますが、計画においては、待機児童を数年間で一応ゼロという確保方策になっております。

ほかにございますか。

委員

待機児についてですが、府中市の待機児が昨年は181人、今年は233人で、認可保育所の定員を100いくつ増やしても、待機児が増えてしまう状態にあるわけですね。そういった中でも、平成29年度には待機児は0になるというふうに考えていらっしゃるのかどうか、ということが1つ目の質問です。

2つ目は、待機児の中で、現行の制度で保育所を申し込んでいる人すべてが新制度で2号又は3号認定を受けられるのかということです。これについては、待機児にカウントに関わるのではないかと思うのですが。

会長

特に3号だと思いますが、ちゃんと3号認定を受けられる子なのかということですね。今の現状の捉え方と、新制度で認定を受ける数との齟齬はどうかと。

事務局

今回、平成29年度までに待機児童をゼロにするという国の方針を前提として、確保方策をお示ししております。安部首相の表明においては、保育需要のピークが平成29年度となる見込みですので、それまでにゼロにしますというところが大きな狙いとなっています。本市でも市民意向調査に基づきニーズ量を数字として出しており、そこに向けて施設整備を行っていくという計画案をお示しさせていただきました。実現が可能なのかというご質問ですが、当然待機児童をゼロにするための計画として策定させていただくということになります。また、待機児童の考え方につきましては、国の審議会等々でも議論がされている段階で、算定方法が変わる可能性もございます。今までどおりの考え方でいけば、新制度になってもカウントをする、除外することはないということです。以上です。

会長

新制度で待機児童の定義が変わると、またその辺も変わってきますが、一応計画はそのように策定するということですね。これは国の方針ですから、不透明な部分もございます。他にご質問、ご意見ありますでしょうか。

副会長

今、もしデータがあれば教えていただきたいのですが、委員からもご質問がありましたが、ずいぶん保育所が増えていきます。待機児童が何名かいる時点で増やしながらかけているのですが、よく「いたちごっこ」と言いまして、定員を増やすとニーズも増えてしまうのですが、どれくらいの時点から待機児が出始めて、どれくらい施設を作ってきているのでしょうか。府中市が努力をしていないわけではなくて、施設は随分増やしていると思しますので、もしデータがあれば数字を教えていただければと思います。

事務局

10年前から待機児童はありまして、一番多い時で平成21年度が301人でした。10年の間に施設もかなり整備しておりまして、待機児童は平成23年度で252名、平成24年度には182人、平成25年度には181名、平成26年度では233名で、今回、平成26年度で待機児童がまた増えてしまったという状況です。301人という待機児童の時に集中的に施設整備をさせていただくなど、待機児童を減らしてきたという経過がございます。今年度も、公有地を活用して1か所私立保育園を開設させていただきましたが、結果的に需要を喚起してしまったところがあると考えております。また、現在3歳未満児で保育所等を利用されている方が約3割、在宅で過ごしている方が約7割ですが、社会情勢の変化によるこの7割の世帯の状況の変化なども要因としてあると思われまます。

なお、国の試算では、平成29年度が需要のピークだがその後は右肩下がりです。少しずつ減っていく、5年後、10年後、15年後になると、かなり子どもの数が減るのではないかと試算がされていますので、市といたしましても、そうした状況を見計らいながら政策転換をしていかなくてはならないと考えております。

委員

実際は平成21年度からどのくらい保育所の定員が増えているのですか。

事務局

認可保育所の定員数で申し上げますと、平成25年度は4,378人で、平成16年度との比較になりますが、約1,200人定員を増やしております。施設数で言いますと、11施設開設したという状況でございます。

会長

平成17年度から25年度までに11施設作ったけれども、待機児童がいなくなることはなく、今年度は増えている状況ということです。今回の計画においてもそうなるかもしれない、働くお母さんが増えているということですね。

他にご意見、ご質問が無いようでしたら、「教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」」についてはここまでの議論にさせていただきます。これにつきましては、後からご意見をいただいたり、変更するという事は出来兼ねますので、ここで議論をし尽くしたということで、この数字で了承ということによろしいでしょうか、

(委員了承)

(議題(2) 計画全体について)

会長

それでは次の議題「(2) 計画全体について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(※ 資料37「府中市子ども・子育て支援計画（仮称）案」について説明)

会長

計画全体について、前回審議会からの変更箇所を中心に、ご説明をいただきました。

ご質問・ご意見をいただく前に、まず、この計画の名称についてお諮りしたいと思います。本日の資料は「(仮称)」となっておりますが、「府中市子ども・子育て支援計画」に正式に確定させていただいてよろしいでしょうか。

(委員了承)

会長

計画の名称については「(仮称)」を取って、「府中市子ども・子育て支援計画」に確定させていただきます。

それでは計画の全体について、これまでいただいたご意見を踏まえて事務局のほうで変更や追加をしたとのございますので、皆様の関係する分野でご質問、ご意見ありますでしょうか。「計画（案）」については本日が最終審議となります。何かございますか。

副会長

資料の71ページ、施策10の「1 現状と課題」の3行目、「障害者相談支援事業所を中核とした」とありますが、障害者相談支援事業所というのは、固有の名称なのでしょうか。それとも何かをまとめたような総称なのでしょうか。

それと、「障害」という言葉についてですが、この漢字を使わないほうがよいとか、「がい」を平仮名にするとか、表記についても色々な考え方があるのは承知しているのですが、例えば、自閉症ですと、自閉症の中でも広汎性発達障害という言い方をしないで、障害の言葉をとった病名が付き始めているようですが、そういったことを踏まえて、この「障害」という表記については、障害の軽い方から重い方までをすべてを含めた言い方かと思うのですが、このまま使っているのでしょうかという質問です。

事務局

まず、「障害者相談支援事業所」ですが、こちらは障害者総合支援法に基づき、障害のある方から相談を受ける事業を実施しているものでございまして、一般的な相談を受ける所としまして、市内では「みーな」と「プラザ」がございます。「みーな」は心身障害センターに設置されていて、主に身体・知的障害についての相談支援を行っており、「プラザ」では主に精神障害についての相談支援を行っているところでございます。

次に表記のご質問ですが、障害者計画を検討する協議会でも同様のご意見をいただいておりますが、障害者に関する法律の名称が漢字の表記になっているということもございまして、次の障害者計画においてもこの表記については維持するという方向で進めているところでございます。

副会長

表記については様々な意見があるのは承知しているので結構なのですが、「1 現状と課題」の中に、「保育所・幼稚園・学童クラブでは障害児の受入を実施しています」とあり、その障害のどの部分までが入るのが書かれていない、すべてを包括して受け入れようという考え方なのでしょうか。現状は、今おっしゃった身体障害、精神障害、発達障害といった方々をすべて幼稚園や保育所が受け入れるという状況ではないと思うのです。保育所の障害者の枠というのも、これは割合と軽めな自閉症スペクトラムの方など受け入れるということならいいのですが、やはりそういう意味で十把一絡げなのかなと。表記の問題ではなくて、どのへんの方々をと、そういうような部分を書かないでいいのかなと、今の説明を聞いて思いました。

それから、障害者相談支援事業所については、こういう表記をすると、どこかに「府中市障害者相談事業所」という名称のところがあるといように勘違いをされるのではないかと、分かりづらいのではないかとことです。これは固有の事業所名ではないのですよね。例えば、カッコ書きで「障害者相談支援事業所（み～な、プラザ）」というようにするとか、又は注を付けるなどしていただくと分かりやすいのではないのでしょうか。

会長

いかがでしょうか。下に注を付けるとか、「〇〇などの障害者相談支援事業所」にするとか、今の表現だと誤解を招くようなことあるかもしれませんね。

事務局

「障害者相談支援事業所」は表現が分かりづらいということで、ご意見を参考にしながら、表現を改めさせていただければと思います。

会長

幼稚園や保育所での受入についてはどうでしょうか。この文章だと、確かにどこまでやるのかというのがありますが。

事務局

ご指摘の部分については、少し説明を追加するなどの調整が必要かなとも感じておりますが、基本的には新制度では、保育の必要性の認定ということで1号から3号認定までございまして、この認定を受けている方については施設で受け入れるという前提があり、障害のある方についても認定を受けられるという仕組みになっております。そこでどの程度の障害の方をどのように受け入れるのかということですが、保育所の場合ですと、保育の必要性があれば、障害があっても受け入れるのが大原則となっております。ただ、人力的要素や施設設備の限界などがありますので、そのお子さんにとって保育所に通うのがいいのか、あるいは療育施設にお入りになる方がいいのか、親御さんと相談をしながらお子さんにとって一番よい居場所や生活環境を見定めていくなかで、保育所が施設として受入が可能でお子さんのためにも良いということであれば、保育所で受け入れるという方法で実施しております。ちなみに、学童クラブにつきましても、一定の枠の中で、障害のあるお子さんについても受入を実施しております。いずれにいたしましても、今申しあげている内容を計画書にどこまで書き込むかということについては、さらにご意見をいただければと思います。

会長

委員、ご意見ございますでしょうか。

委員

社会福祉協議会といたしましても、心身障害者福祉センターにおいて、子ども発達支援センター事業「あゆの子」を運営させていただいておりますが、障害の早期の把握という点で、保護者がどこに相談をすればよいかわからないというところがあり、そのあたりの交通整理をするとともに、専門機関へとつなげる役割を果たしていると認識しております。先ほど障害の程度や種別に関するお話がありましたけれども、障害の程度や種別を特定するよりは、むしろ、この表現の方がよいのではないかと、専門機関を含めてなのですが、質のよいアンテナで、市民の方々、もしくは障害のある方々を交通整理していくというところに、重点を置くのがよりベターなのではないかと思えます。私としてはこの表記でよろしいかと思えます。

会長

ありがとうございます。包括的な表現でよいのではという意見もございます。それでは、これは、事務局で検討をしていただくということでもよろしいでしょうか。

副会長

それで結構です。私の幼稚園では障害のあるお子さんを9人受け入れていますので、このことについてやぶさかではないのです。公文書に「障害児の受入を実施しています」と記載すると、委員がおっしゃるとおりに交通整理ができればよいのですが、障害の程度などがどこまでかわからないという意味で、ここに書いてあるじゃないかと言われた時に、どのように答えたらよいかなど疑問に思いましたので申しあげましたが、事務局にお任せします。

会長

ありがとうございます。必ずしも全て受け入れるのではなく「適切な支援につなげる取組を進めます。」という記載もございますので、委員のご発言のとおり、交通整理をして、確実に障害に応じた支援につなげられるような体制整備をしていただければと思います。他にございますでしょうか。

委員

資料の13ページ、新制度において目指す方向性の1つ目として、「質の高い教育・保育の総合的な提供を目指す」とあり、「小学校就学前の子どもに対して、質の高い幼児期の学校教育と保育を一体的に提供できる体制づくりを推進します。また、その一環として、幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ認定こども園の普及を目指します」と書いてあります。質の高い教育・保育を提供する＝(イコール)認定こども園の普及となっていますが、「第3章 子ども・子育て支援施策の具体的展開」においては、43ページの「施策3 質の高い幼児期の教育・保育の提供」においては、認定こども園の普及については触れられておらず、その辺が一致していないように思うのですが。

会長

一貫性がないということですね。13ページだと、認定こども園のほうが質が高い教育をするというふうに捉えられてしまうかもしれませんね。国の方針ということですが、43ページの市の方針とはちょっと違いますね。

事務局

今、おっしゃっていただいたとおり、質の高い教育・保育の提供を目指す中で、認定こども園の普及につきましては、国が推し進めているということもございますので、このように表現しており、決して幼稚園や保育所が劣っているということではありません。素晴らしい教育・保育をしていただいているという現状がある中で、認定こども園を目指していくうえではそれらを活かしたい、さらに良いものをというのが国の考え方です。それに基づきまして、我々もこのように計画として提示させていただきました。43ページには認定こども園の普及について記載をしておりますが、先ほども申しあげましたとおり、様々な環境がまだ整っていない中で、認定こども園何か所というように数字では落とし込めていないのですが、市といたしましては、今後計画を進めて行く中で、認定こども園に出来るだけ移行していただけるような支援や相談といったものに対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。以上です。

委員

43ページを見ると、例えば「2 施策の方向性」の中に、「幼稚園教諭・保育士・小学校教諭が相互理解を図るための合同研修や子どもの交流活動の機会の創出を図るなど、幼・保・小の連携に向けた取組を進めます。」とあり、こうしたところで質の高い幼児期の教育・保育を提供するための役割を担うというふうに読み取れてしまうのですが、そういうことではないということでしょうか。

会長

この前、委員からも研修に対する質問がありました。

事務局

この幼・保・小の連携については、今後はお互いにスキルアップといいますか、小学校、幼稚園、保育園の先生方の意識などをそこで深めていただいて、途切れのない教育・保育を目指していくという意味では、委員のご指摘のとおり、質の高い幼児期の教育・保育を提供するための施策の一つであると考えておりますので、それぞれの施設のご協力を賜りたいと存じます。

会長

認定こども園のほうが教育・保育の質が高いというふうに書いてあるのに、市がそれを充実させないのはどういうことかと一般市民は読む可能性がある、あるいはどうして府中市では認定こども園を作らないのかという懸念を持つ市民もいるかもしれないということですね。この13ページの1つ目の記述はもっと言葉を足したほうがよいかもしれません。関係者は十分わかっていらっしゃると思いますが、幼稚園・保育所でも質の高い教育・保育を実施している、認定こども

園だけが質が高い訳ではないと。するどい質問をいただきました。ありがとうございます。

事務局

補足ですが、質の高い教育・保育の提供の一つの方向性として認定こども園を挙げているもので、幼稚園・保育所がそれぞれスキルアップしてより質の高いものを提供していくということも含めて、全体的に向上していくことを考えておりますので、いただいたご意見も踏まえて、若干追記するなどの対応を検討させていただきます。

副会長

幼稚園としては、この文章は特に違和感はありません。幼稚園が学校教育だと声高に言い出したのは最近なんですね。法律では「幼稚園は幼児を保育し」という文言が最初に出てくるぐらい、幼稚園でお預かりすることは保育、保育としてやっていることが学校教育にあたるという考え方で、法律が変わって段々そういう風になってきました。ではどうして「学校教育」と「保育」と言い出したかという、分けないとわからないから言っている、という感じがあるのです。幼稚園における学校教育の部分と保育の部分、では保育は何なのかという、幼稚園でも「預かり保育」を実施しています。私がよく申しあげるように、本当に最近幼稚園と保育園の垣根が低くなっていて、幼稚園でもお預かりして遊ばせている時間と保育の時間、というふうに分けないと、その理解が上手くいかないのです。この様な書き方をしているのですが、実際には認定こども園にならなくても、幼稚園で預かり保育をしながら学校教育をしているということで、ずいぶん一体的になってきているので、私たちとしては違和感がないのですが、完全に法律上一体化したものが認定こども園なので、こういう記述になってしまうということだと思います。

会長

ありがとうございました。保育園の保育士の方は、私たちは教育はあまりやらないと、そういう考えの保育士さんも多かったのですが、今は違ってきているわけですね。

副会長

ほんとについ最近です。

会長

時代の流れということですね。

他にございますでしょうか。無ければ、本日皆様からいただいたご意見、ご指摘の箇所の修正については、事務局と私、副会長に一任していただくということで、資料37の計画（案）については了承ということよろしいでしょうか。

（委員了承）

会長

それでは、本日の議題につきましては、ここまでとさせていただきます。
それでは最後に、「2 その他」ということで、事務局からお願いします。

(次第2 その他)

事務局

それでは事務局から、次回の審議会日程及び今後のスケジュール等について、ご説明をさせていただきます。

まず、本日ご了承をいただきました「府中市子ども・子育て支援計画（案）」につきましては、事務局において内容の最終調整を行い、会長、副会長のご了承をいただいた上で、パブリック・コメントを実施するなど市としての所用の手続きを進めてまいりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。パブリック・コメント実施の際には、委員の皆様にも郵送等でお知らせをさせていただきますと予定でございます。

次に、次回の審議会につきましては、パブリック・コメントが終了した後の12月下旬～1月下旬頃に開催したいと考えておりますので、日程が決まり次第ご連絡をさせていただきます。

内容といたしましては、審議会としての市長への答申の内容について、議題とさせていただきますと予定でございます。

最後にご報告でございますが、新制度が平成27年度からスタートするにあたり、10月8日（水）と11日（土）に説明会を実施する予定でございます。また、保育所や幼稚園の入所手続きについて広報紙等での周知を始めておりまして、特に保育所につきましては、新制度が始まることにより入所手続きの時期が早まるため、就学前児童がいる世帯への郵送による通知等でも周知を行っているところでございますので、ご報告させていただきます。以上でございます。

会長

事務局から説明がございました。何か質問はありますか。

無いようでしたら、最後に副会長、何かございますでしょうか。

副会長

消費税の10%も決まらないのに、国が法律だけ先に通してしまい、それを市区町村にやれやれと言うものですから、説明会に行くたびに説明が変わっていたりして、府中市の大変なことはお察しますが、よくこれだけの資料をお作りになったとご苦労に感謝申し上げます。ありがとうございました。

会長

それでは、これで平成26年度第6回の審議会を終了いたします。お疲れ様でございました。次回またお会いしましょう。

以上